

公募型プロポーザル方式業務提案募集

以下のとおり公告する。

令和6年7月10日 沖縄県知事 玉城 康裕

沖縄県総務部管財課の業務について公募型プロポーザル方式業務委託(以下「本プロポーザル」という。)を実施しますので、参加を希望する者は下記要領により参加申請書等を出してください。

第1 公募型プロポーザルに付する事項

1. 対象業務

- (1) 県有施設照明 LED 化業務 (R6) その1 (以下、「業務その1」という)
- (2) 県有施設照明 LED 化業務 (R6) その2 (以下、「業務その2」という)

2. 対象施設

- (1) 業務その1 : 県有施設 11 施設 (別紙1)
- (2) 業務その2 : 県有施設 8 施設 (別紙2)

3. 業務概要

- (1) LED 照明導入に係る現地調査業務
- (2) LED 照明導入に係る作業計画作成業務
- (3) LED 照明器具・ランプの調達、設置業務
- (4) 既存照明器具等の撤去、運搬・廃棄業務
- (5) LED 化による省エネ効果試算
- (6) その他上記に関連する事項

4. 履行期間

契約候補者決定日から令和7年3月31日まで

5. 見積限度額

- (1) その1 : 127,000,000 円 (税込)
- (2) その2 : 251,000,000 円 (税込)

※この価格は予定価格を示すものではなく、事業内容の規模を示すものである。

第2 応募要件

1. プロポーザル方式参加要件

本プロポーザルに参加できる者は、以下のすべての要件を満たす者とする。

- (1) 応募者は、本事業を行う能力を有し、かつ、法人格を有する単体企業又はグループ（それぞれが法人格を有する複数の企業の合同）とする。
- (2) グループで応募する場合は、事業役割を担う者を契約者とし、契約を締結する。
なお、各構成員は他のグループの構成員として本プロポーザルに参加することはできないものとする。また、構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合であって県との協議により県が認めたときは、この限りではない。
- (3) 一つのグループが、業務その1、業務その2のどちらにも応募することは可とするが、プロポーザル審査の結果、一つの契約候補者となった者は、他方の契約候補者になることはできない。二つの業務に応募する場合は、どちらの業務を優先するか、予め参加意思表明書（様式2）により意思表示をすること（取扱い規定）。
- (4) 事業役割を担う構成員を代表とし、各構成員で協定等を締結すること。
- (5) 事業役割を担う者は、過去5年間（令和元年4月1日から令和6年3月31日までの期間）に、国又は地方公共団体とLED更新業務の契約実績（期間内にLED照明の設置が完了しているもの）があること。
- (6) 施工役割を担う者は、全て沖縄県内に本店のある事業者とし、うち1者は、沖縄県建設工事入札参加資格者名簿において電気工事業に登録されていること。
- (7) 本業務に係る適正な業務責任者を配置できること。
- (8) 仕様書等の内容を熟知し、業務内容等を十分に理解した上でプロポーザル方式に参加できること。

2. 応募者の役割

応募者は、次の役割を全て担い、グループの場合は各構成員が次の役割を分担する。

- (1) 事業役割：県との契約締結時の諸手続きを行い、事業遂行の全ての責任を負う。
- (2) 施工役割：施工に関する業務を全て実施する。
- (3) 調査・設計役割：現場詳細調査、省エネ設計に関する業務を実施する。
- (4) その他役割：上記以外の業務で必要な業務を実施する。

3. 応募者の制限

応募者又は応募者の構成員は、次のいずれにも該当しない者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定する者。
- (2) 本募集要項の配布日から企画提案書提出までの期間に、沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている者。

- (3)会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りではない。
- (4)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 3 条又は第 4 条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人としている者。
- (5)破産者で復権を得ない者。
- (6)公告日において納期限が到来している県税、消費税及び地方消費税を参加申請書等の受付終了日の前日までに完納していない者。

第3 参加手続き

1. 仕様書等のダウンロード

- (1)期間 令和 6 年 7 月 10 日(水)からダウンロード可能
- (2)方法 上記期間内に沖縄県ホームページより仕様書等のファイルをダウンロードしてください。

2. 図面データの貸与

希望する者は、下記のとおり図面データを貸与します。貸与を受ける場合は、事前に本要綱第 9 記載の事務局に電話連絡し、受取日時を調整のうえ来課すること。

貸与する図面データは、本業務についてのみ使用できるものとし、その他のことに使用することはできない。また、プロポーザル終了後返却すること。

- (1)配布期間 公告日から令和 6 年 7 月 31 日(水)まで
- (2)配布方法 本要綱第 9 事務局にて CD-ROM にて貸与
- (3)返却期日 令和 6 年 8 月 30 日(金)まで

配布時及び返却時は、来庁日時、会社名及び来庁者名を受付表に記入すること。また、配布時は、図面データ使用に関する誓約書を記入すること。

3. 仕様書等に対する質問及び回答

(1)提出期限

公告日から令和 6 年 7 月 18 日(木)午後 5 時 15 分まで

(2)提出先

事務局あて電子メールで送付

メール送付後は、電話連絡により到着確認を必ず行うこと。

(3)回答日時・方法

令和6年7月22日(月)から沖縄県ホームページにおいて公表する。

(4)提出種類

質問書 【様式1】

4. 参加意思表明書の提出

(1)受付期間

公告日から令和6年7月31日(水)までの午前8時半から午後5時15分まで
(正午から午後1時までを除く)

(2)提出先

事務局

(3)提出方法

持参による

(4)提出書類

以下を1部提出すること。なお、沖縄県入札参加名簿に登録のある応募者又は構成員は、期限が有効な沖縄県入札参加適格合格通知書を添付することで、オからキについて省略することができる。

ア 参加意思表明書 【様式2】

イ グループ構成表 【様式3】

応募者の構成員のすべてを明らかにし、各々の役割分担(事業、施工、調査・設計、その他の役割)を明確にすること。

ウ グループの結成に係る合意書等の写し(グループによる応募者に限る、任意様式)

※全構成員が本県に対し連帯責務を負う旨を示す条項が必ず記載されていること

エ 会社概要 【様式4】

オ 履歴事項全部証明書の写し(最新の登録事項を確認できるもの)

カ 財務諸表の写し(直近2年分)

キ 県税及び地方消費税を滞納していないことが確認できる書類(いずれも発行後、3カ月以内のもの)

※都道府県が発行する都道府県税に未納がないことの証明書

※税務署が発行する消費税及び地方消費税に未納税額がないことの証明書

ク 委任状 【様式5】

ケ 誓約書 【様式6】

コ 業務実績調書 【様式7】

本要綱第2,1(5)の要件を満たすことを確認するため、契約書及び仕様書の写

しを1業務分以上添付すること。

サ 別表1 評価項目「県内企業の活用」に示す本県の各種認証を受けている応募者又は構成員は、認定証の写し

シ 労働保険に加入していることが確認できる書類（加入義務がない場合を除く）

※申請日直近の労働保険料の納入が済んだことがわかる書類の写し

ス 健康保険・厚生年金保険に加入していることが確認できる資料（加入義務が無い場合を除く）

※申請日直近の厚生年金・健康保険料の納入が済んだことがわかる書類の写し

セ 社会保険に加入義務がないことについての申出書（加入義務がない場合）

【様式8】

ソ 申請受理票 【様式9】

(5)参加資格通知

参加資格の確認後、参加資格の有無について令和6年8月2日（金）までに通知する。

なお、各業務6者以上の応募があった場合は、事務局において、別表1の審査基準に基づき審査を行い、プレゼンテーション審査を行う5社を選定する。

審査結果についての異議申立て並びに問い合わせには一切応じない。

5. 事業提案書等の提出

参加資格の決定がなされた応募者は、次に掲げる事項に基づき必要書類を提出すること。

(1)受付期間

令和6年8月5日（月）から令和6年8月20日（火）までの（土・日・祝日を除く）午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く）

(2)提出先

事務局

(3)提出方法

持参による

(4)提案数

1業務に対して、1者1提案とする。

(5)提出書類

次に掲げる書類（正本1部及び副本8部ずつ）を提出すること。

ア 業務提案書（任意様式）

下記（6）の作成要領を踏まえ、評価項目に応じた業務提案書を作成すること。

と。

イ 業務実績調書 【様式 10】

過去5年間（令和元年4月1日から令和6年3月31日までの期間）に国又は地方公共団体と締結したLED更新業務契約の実績（期間内にLED照明設置が完了しているもの）について、発注者、実施年度、実施内容等を記載すること。

ウ 業務スケジュール（任意様式）

現場調査業務を含め、業務スケジュール案を記載すること。

エ 参考見積書【様式 11】

業務提案時における業務負担を軽減するため、全体の現場調査費及び業務提案時見積対象施設において業務を実施するために必要な費用について見積ること。見積金額の合計金額の端数処理は行わないこと。見積条件は下記のとおりとし、見積ること。

① 業務提案時見積対象施設

業務その1：中部合同庁舎行政棟、ライフサイエンス研究センター

業務その2：県議会庁舎、宮古合同庁舎

② アスベストについては、含有されていないものとする。ただし、提案するLED化作業が、大気汚染防止法に基づく事前調査が必要な解体等工事に該当する場合は、その照明箇所数を明らかにすること（様式 11-2-3）。

③ 離島、遠隔地への旅費、資材運搬費を含める。

④ 諸経費を含める。

オ 内訳書 【様式 11-1、11-2-1】

内訳書は、指定の様式を元に作成すること。②については施設ごと作成すること。また、内訳書の合計が、エ 参考見積書の金額と合致するように作成すること。

① 全体の現場調査費【様式 11-2-2】

② 交換作業内訳書（施設別）【様式 11-2-3】※業務提案時見積対象施設

カ 電気・CO2削減効果試算表【様式 12】

業務提案時における業務負担を軽減するため、業務提案時対象施設において、年間電気使用量の削減量及びCO2排出削減量を試算すること。係数は以下を用いること。

CO2排出係数：0.710 kg-CO2/kWh

キ 提案する主な光源（ランプ）又は照明器具のカタログ

※管球交換を提案する場合は、JLMA301に適合することを証明する資料

(6) 業務提案書の作成要項

ア 業務提案書は、A 4 縦サイズに横書きで記載し、印刷したものをフラットファイル等に左綴じで提出すること。ただし、図表用については、必要に応じて A 4 判横又は A 3 判横（折り込むようにすること）も可とする。

イ 業務提案書は 20 ページ（表紙、目次を除く。両面印刷で 10 枚）を上限として、簡潔かつ明瞭に記述すること。（A 3 判横は A 4 判 2 ページ分の扱いとする）

ウ 業務提案書に用いる文字サイズは、11 ポイント以上（図中の説明は 8 ポイント以上）とすること。

エ 専門用語や略語等には注釈を付すなど、一読して理解しやすいものとする。

オ 業務提案書には、別表 1 に掲げる評価基準及び仕様書を踏まえ、想定する実施内容等を具体的に記載すること。

第 4 契約候補者の選定

1. 審査方法

(1) 発注者はプロポーザルについて審査を行うための令和 6 年度沖縄県県有施設照明 LED 化業務に係るプロポーザル審査委員会（以下、「審査会」という）を置く。

(2) 審査会は、応募者の提出書類、プレゼンテーション及び質疑応答に基づき審査を行う。

(3) 審査会は、各委員が、別表 1 に定める評価基準により総合的な評価を行い、委員の評価合計点が高い順に、順位点（1 位 10 点、2 位 8 点、3 位 5 点、4 位 3 点、5 位 1 点）を付することとする。

各委員の順位点の合計点が最も高い応募者を契約候補者、次に高い者を次点候補者として選定する。

(4) 応募者が 1 者であった場合でも審査を行う。

(5) 審査会委員の評価点数が平均 60 点に満たない場合は失格とする。

(6) 前 5 号に定めるもののほか、審査会の組織及び運営、審査要領に関し必要な事項は、別に定める。

2. プレゼンテーション及び質疑応答

(1) 実施日 令和 6 年 8 月 28 日（水）とする。

(2) 日時場所等の詳細については、別途連絡する。

(3) 対面によるプレゼンテーションを原則とするが、web 会議システムを活用し、オンラインでの実施を希望する場合は協議による。

(4) 出席者は 3 名以内とし、業務責任者は必ず出席すること。

(5) 1 業務提案 20 分以内のプレゼンテーション後、質疑応答(10~20 分程度)を行う。

(6) 業務提案が複数者からあった場合は、業務提案書の受付順に実施する。

3. 審査結果

発注者は、前項の規定に基づく審査により決定した審査結果について、プレゼンテーション実施者全員に書面で通知するものとする。審査結果についての意義申立て並びに問い合わせには一切応じない。

第 5 現地調査

1. 契約候補者は、契約締結前に、現地調査を行い、数量の確定及び施設の現状を考慮した機器選定を実施する。
2. 契約候補者は、現地調査の上、必要な仮設経費等を計上し、契約締結のための確定見積を作成する。

第 6 契約の締結

1. 発注者は、本業務の契約候補者決定後、提出された業務提案書及びプレゼンテーションでの質疑応答内容を踏まえ、契約候補者から確定見積書を徴取し、仕様書について契約候補者と詳細協議のうえ、見積上限額の範囲内で随意契約を締結する。
2. 業務提案時に見積もった現場調査業務費、選定した主要な光源（ランプ）、照明器具については、現地調査後も見積単価の変更は原則認めない。また、諸経費率についても、業務提案時の率とする。また、業務提案時に選定していない器具等の価格に関しては、別途協議によるものとする。
3. 契約候補者との協議が整わない場合には、契約までの費用は、契約候補者の負担とし、次点候補者と詳細協議を行い、契約事業者を選定する。

4. 契約保証金

契約保証金については、契約金額の 10 分の 1 以上を納付すること。ただし、沖縄県財務規則第 101 条第 2 項に該当する場合は免除等を行う場合がある。

5. 消費税の取扱い

見積金額は、契約希望額の 110 分の 100 で記載すること。（税抜きで表示）

契約締結に関しては、落札金額に 10%を加算した額で契約を行う。なお、1 円未満の端数は、この最終金額において切り捨てる。

6. 支払条件

前金払無し、部分払い 1 回まで

現場調査～施工まですべての業務が完了し、完成確認を受けた施設について、部分払

いを請求することができることとする。ただし、契約金額の40%を上限とする。

7. 契約形態

委託業務契約とする。

第7 リスク分担

予想されるリスクの分担については、別表2のとおりとする。

第8 その他

プロポーザルへの参加に係る一切の経費は、応募者の負担とする。

提出書類は返却しない。また、業務提案書に含まれる著作物の著作権は応募者に帰属することとするが、発注者は、提案内容の審査等、本業務上必要な場合に限り、その写しを使用できるものとする。

提出書類の提出後の変更、差替え及び再提出は一切認めないものとする。

次のいずれかに該当する業務提案は失格とする。

1. 本業務の仕様を満たさない提案
2. 参加意思表明書の誓約事項に虚偽があった者による提案
3. 業務提案書に虚偽の記載をした提案
4. 記入又は押印漏れ、誤字又は脱字等により意思表示が不明瞭な提案
5. 訂正した箇所に訂正印の無い提案
6. 2以上の業務提案書によりなされた提案
7. 不当な手段を用いて本事業等を誹謗し、又は事業の公正な進行を妨げる者若しくは妨げた者による提案。

第9 事務局

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 沖縄県本庁舎5階

沖縄県総務部管財課財産調整班 LED 担当

TEL : 098-866-2106 FAX : 098-866-0246

Mail : aa008001@pref.okinawa.lg.jp

第10 事業スケジュール

別表3による。